

平成 28 年 3 月 24 日

建設工事における最低制限価格の見直しについて

那覇市におきましては、**建設工事における最低制限価格の見直し**について、次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 最低制限価格の設定範囲について

那覇市（上下水道局含む。以下同じ。）が発注する建設工事に係る最低制限価格の範囲は、次のとおりとなります。

改正前	改正後
「予定価格の 10 分の 7 以上 <u>10 分の 9 以下</u> 」	「予定価格の 10 分の 7 以上」

2 最低制限価格の算定式について

那覇市が発注する建設工事に係る最低制限価格の算定式については、次のとおりとなります。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">直接工事費：直接工事費の額×100%共通仮設費：共通仮設費の額×90%現場管理費：現場管理費の額×80%<u>一般管理費：一般管理費の額×60%</u>	<ul style="list-style-type: none">直接工事費：直接工事費の額×100%共通仮設費：共通仮設費の額×90%現場管理費：現場管理費の額×80%<u>一般管理費：一般管理費の額×70%</u>

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

4 対象

施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約から適用する。

※ 施行日前に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、従前の設定基準によることに注意してください。

※ 業務委託については、変更はありません。